

令和8年度「いわて環境塾」運営等業務

業務仕様書

令和8年3月

岩手県

この「業務仕様書（以下「仕様書」という。）」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度「いわて環境塾」運営等業務（以下「本業務」という。）」に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

（1）業務の目的

持続可能な社会を構築していくためには、地球温暖化（脱炭素）、廃棄物（資源循環）、生物多様性の保全（自然共生）等といった環境問題を県民一人ひとりが自らの問題として考え、身近なところから取り組んでいくことにとどまらず、地域が変化する「チャンス」として捉え、幅広い分野でのネットワーク（パートナーシップ）により環境・経済・社会が一体的に向上するような豊かな地域づくりにつなげていくことが重要である。

そのためには、環境問題に関する基本的な知識を身に着けるとともに、その活動を豊かな地域づくりに取り入れていくことを主導できる人材を育成していくことが重要であることから、環境保全活動等に関する知識などを学ぶ講座として「いわて環境塾」を開設することにより、新たな環境人材の発掘及び育成を行おうとするものである。

（2）本業務の範囲

講座の開設、運営及び広報

2 業務内容

上記1（1）に掲げる目的に沿う内容となるよう、以下について参照の上、業務全体を計画し運営する。

（1）実施会場

沿岸広域振興局又は県北広域振興局管内を含む2広域振興局以上の地域で行う。なお、受託者が候補を選定した上で、県と協議して決定すること。

（2）講座の定員等

1回あたり80人程度（実地40名、リモート40名程度を想定）を上限とすること。

（3）講座内容

地域で環境保全活動等やそれを含めた地域づくりのリーダーとして活躍できる、新たな環境人材の育成につながるような内容とすること。

なお、「岩手県環境基本計画」の推進に寄与する内容とし、県と協議して決定すること。

（例）

ア 環境問題全般（県の環境施策の紹介を含む）

- ・ 気候変動対策（地球温暖化問題及びエネルギー問題など）
- ・ 循環型地域社会の形成（食品ロス、海洋ごみ問題など）
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 三陸ジオパーク、自然公園
- ・ 良好な大気・水環境の保全

イ SDGs、ESD

ウ ファシリテーション能力

(4) 講座形態等

- ア 回数は全6回とし、座学4回、施設見学等の屋外講座2回を基本とする（座学は2時間を基本とする）。
- イ 開催する講座のうち1回は、ツキノワグマに関することをテーマにすること。
- ウ 座学講座については、WEB配信にも対応した内容とすること。
- エ 屋外講座は、午前・午後を通じて実施できることとする。
- オ バス移動がある場合は、午前9時の集合を基本とし、17時を目途に解散することとする。
- カ 第1回講座は開講式を兼ねるものとする。
- キ 最終講座は2月までに実施するよう努めることとし、閉講式（修了式）を兼ねるものとする。
- ク 各講座、開講式及び閉講式の内容については、県と事前に協議すること。
- ケ 受講生には、1講座につき1単位を付与することとする。

(5) 広報

- ア 受託者が募集を行うこととし、多くの県民が受講できるよう開講までに必要な広報を行うものとする（SNS等での情報発信）。
- イ 特に、今後の持続可能な地域づくりを担う若者層を参加者に取り込むため、参加者の募集に当たっては「若者カフェ」等の岩手県の若者活動支援拠点や環境学習交流センターと連携するほか、県内の大学・専門学校等への広報を強化するものとする。
- ウ 受託者は、講座PRのために、広報チラシを作成し関係機関に送付すること。
- エ 受託者は、講座等が終了した後、速やかに、講座の内容等をSNS、動画コンテンツ等により情報発信するよう努めること。
- オ 内容については、事前に県と協議すること。

(6) 修了の取扱い等

- ア 計3単位以上を取得した受講者を修了生と認定する。
- イ 修了生に対して、修了証書を授与する（修了証書の作成は受託者が行うこと）。

(7) その他

- ア 受託者は、各講座の講師等の選定、依頼、旅費、謝金の支払い等の手続きを行うこと。
- イ 受託者は、各講座等において、会場確保（バスが必要な場合の予約等を含む）を行うこと。
- ウ 受託者は、講座等の管理運営の一式（会場設営、資料の作成・送付、受付、司会進行、写真撮影、アンケートの実施・集計など）を行うこととする。
- エ 屋外講座の実施に当たっては傷害保険を掛け、加入等の手続きを行うこと。
- オ 本業務にかかる費用については、すべて受託者が負担するものとする。

3 成果品等

(1) 県に提出する成果品等

- ア 実施報告書
- イ 講座に用いた資料・写真等のデータ 1式

(2) 納入場所

岩手県環境生活部環境生活企画室（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1）

(3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条）及び二次的著作物利用権（同法第 28 条）を含む）は、県に帰属するものとする。

イ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記（1）イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記（1）イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施のため甲が乙に提供した資料及び報告書に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の取扱いに関する留意事項

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目

的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

(7) その他

本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項、又はこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。